

公害健康被害対策について

令和3年1月28日
大臣官房環境保健部

公害健康被害補償法

背景

公害健康被害の特殊性にかんがみ、汚染原因者負担等を前提とし、**民事責任を踏まえ、公害健康被害者を迅速かつ公正に保護**するため、昭和48年に公害健康被害補償法が制定された。

補償等の対象者

次のいずれかの指定地域に一定期間在住し、一定の疾病(指定疾病)にかかっているとして、申請に基づき、指定地域の都道府県知事等が認定した者。

① 第一種地域：

相当範囲の著しい大気汚染による気管支ぜん息等の疾病が多発している地域(四日市、東京19区等41地域が指定されたが、昭和63年にすべて解除)

② 第二種地域：

水俣病、イタイイタイ病等の原因物質との因果関係が明らかな疾病が多発している地域

「●... 地域名」は旧第一種地域
「■... 地域名」は第二種地域
(注) 補町は平成17年2月に四日市と合併



補償等の内容及び財源

(1) 補償給付

療養、障害補償費、遺族補償費、療養手当等7種を給付
<財源>

第一種地域：汚染負荷量賦課金(8割)及び自動車重量税からの引き当て(2割)

第二種地域：汚染原因者からの特定賦課金(水俣病及びイタイイタイ病については、汚染原因企業と患者団体による補償協定により企業から直接給付)

(2) 公害保健福祉事業

リハビリテーション、転地療養、療養指導等を実施
<財源>

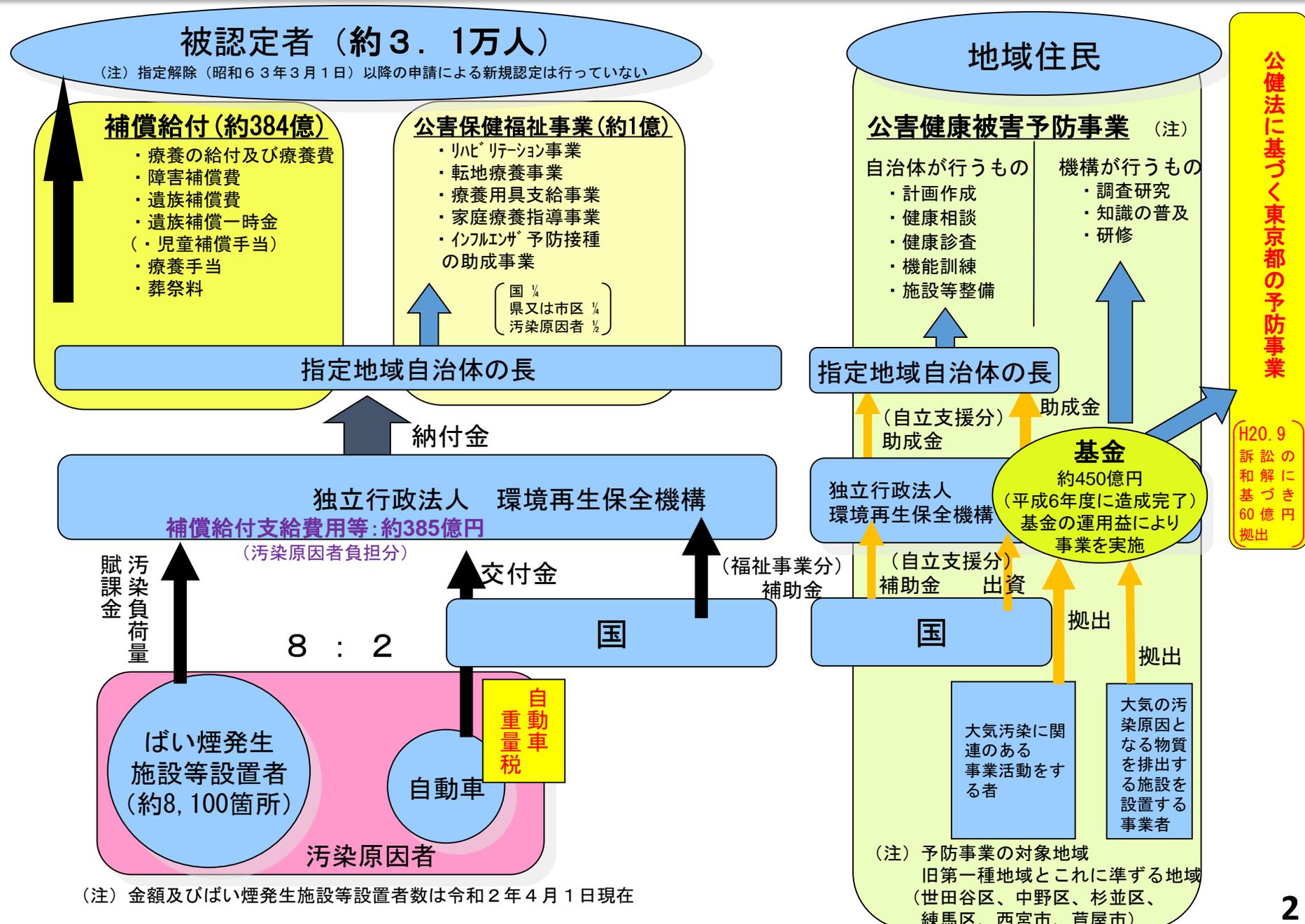
国1/4、県又は市区1/4、汚染原因者(汚染負荷量賦課金、自動車重量税、特定賦課金)1/2

(3) 公害健康被害予防事業(昭和63年の第一種地域の指定解除の際に創設)

健康の確保・回復を図る事業及び環境の改善に資する事業を実施

<財源>
事業者及び国の拠出等による約450億円の基金の運用益等

旧第一種地域の補償給付、公害保健福祉事業及び公害健康被害予防事業とその財源



第一種地域の指定解除(昭和62年制度改正)

第一種地域の指定の解除

かつてに比べ大気汚染の状況が改善され、個々人に対し制度上の割切りとして補償を行う合理性が失われてきたとの判断により、昭和62年に公健法が改正され、昭和63年に施行された。

- ①指定地域を解除し、新たな患者の認定は行わない。
- ②新たな基金を設け、「公害健康被害予防事業」を実施する。



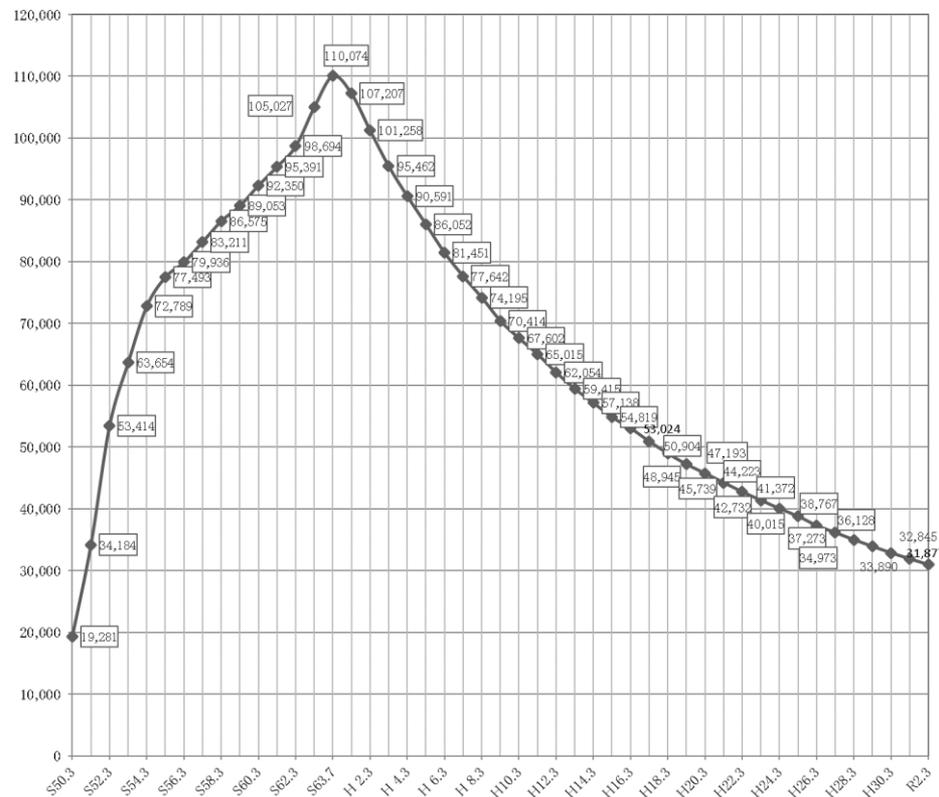
指定地域の解除後における対策

- ①昭和63年の地域解除前に認定された患者に、補償給付を継続実施。
- ②環境再生保全機構において、公害健康被害予防事業（地域住民の健康相談や健康診査、環境改善など）を実施。

(事業者及び国の拠出等による約450億円の基金の運用益等)

- ③昭和62年法改正時の国会附帯決議などを踏まえ、以下の事業を実施。
 - ・環境保健サーベイランス調査 (平成8年度～)
 - ・局地的大気汚染による健康影響に関する調査 (平成17年度～平成23年度)

現存被認定者数の推移(旧第一種地域)



旧第一種地域被認定者数 (R2.3末生存者)

30,959名

汚染負荷量賦課金の徴収状況

- 環境再生保全機構は、全国の約8,100のばい煙発生施設等設置者（汚染負荷量賦課金の納付義務者）から、公害健康被害者に対する給付等に必要な費用の8割を賄う汚染負荷量賦課金を徴収・収納。
- 機構では、納付義務者に対する制度についての説明や相談への対応、申告及び納付期限の遵守についての指導、電話・文書及び現地訪問等による申告督促や納付督促などの取組を行うことにより、令和元年度の徴収（申告）率・収納率は、99%以上。

【汚染負荷量賦課金 収納率の推移】

（単位：百万円）

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
申告額(a) *	30,904	30,140	30,202
収納済額(b)	30,900	30,135	30,198
収納率(c) ($c=b/a*100$)	99.988%	99.986%	99.987%

* 申告額(a)には、前年度以前の修正申告分等を含む。

汚染負荷量賦課金徴収手続きの電子化

- 環境再生保全機構は、納付義務者の利便性と効率性を高めるため、平成11年度よりフロッピーディスク（FD）・CDによる申告を、平成15年度よりオンライン申告を導入し、電子申告を推進。
- 令和元年度の汚染負荷量賦課金申告に占める電子申告率は、申告件数で70%以上、申告金額で90%以上。
- 平成30年1月から電子納付収納サービス（ペイジー）による納付を開始し、順次、取扱金融機関を拡大することにより、納付義務者の利便性を向上。

【汚染負荷量賦課金 申告区分別申告件数・申告金額の推移】

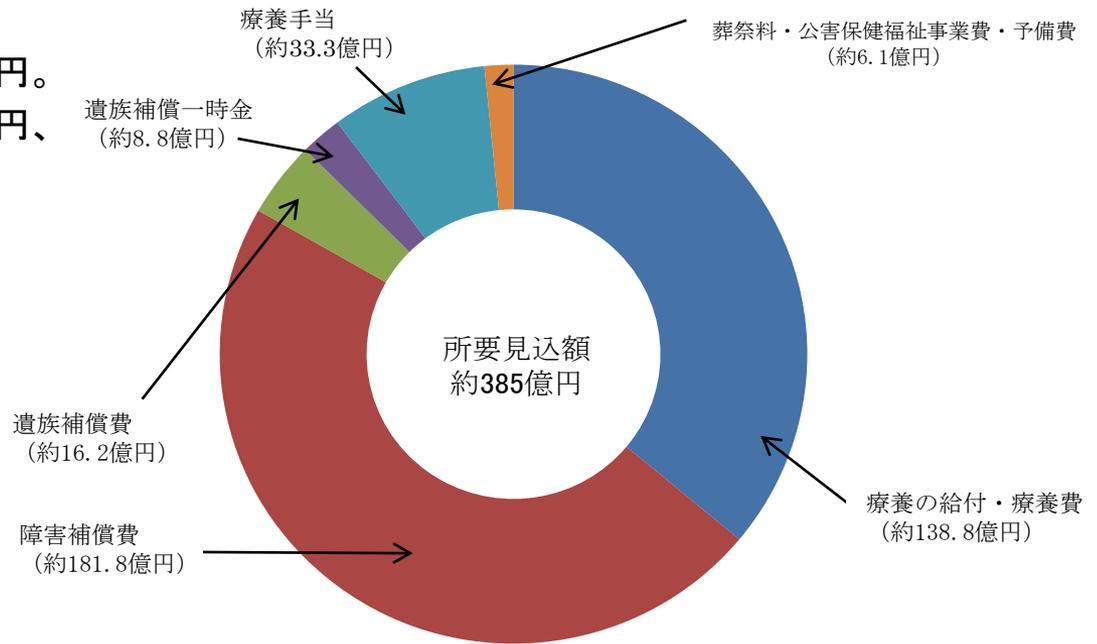
申告区分	平成29年度				平成30年度				令和元年度			
	件数	件数構成比	申告金（百万円）	金額構成比	件数	件数構成比	申告額（百万円）	金額構成比	件数	件数構成比	申告額（百万円）	金額構成比
オンライン	5,292	64.6%	24,481	79.2%	5,323	65.4%	23,882	79.3%	5,382	66.0%	24,278	80.4%
FD・CD	585	7.2%	3,830	12.4%	573	7.0%	3,846	12.8%	561	7.0%	3,845	12.7%
電子申告計	5,877	71.8%	28,311	91.6%	5,896	72.4%	27,728	92.1%	5,943	73.0%	28,123	93.1%
用紙申告	2,310	28.2%	2,580	8.4%	2,244	27.6%	2,394	7.9%	2,192	26.9%	2,071	6.9%
合計	8,187	100.0%	30,891	100.0%	8,140	100.0%	30,122	100.0%	8,135	100.0%	30,194	100.0%

【ペイジー利用状況の推移】

	平成30年度	令和元年度
ペイジー利用件数（件）	460	756
ペイジー納付金額（百万円）	450	815

補償給付及び公害健康福祉事業

- 令和2年度補償給付見込額は約384億円。
主な支出は、療養の給付・療養費139億円、
障害補償費182億円。



令和2年度 補償給付費納付金等の所要見込額 (旧第一種地域)

- 令和2年度公害保健福祉事業は約1億円の予算で、
リハビリテーション事業、転地療養事業、インフルエンザ
予防接種の助成事業等を実施。

※公害保健福祉事業のうちリハビリテーション事業の例 (2020年度東京都中央区「息苦しさをやわらげる ゆっくり体操」)

- ぜん息発作の予防と発作時の呼吸を楽にするための方法
について、講師 (理学療法士) の座学講義や、呼吸筋を伸
ばしたり縮めたりすることで呼吸を楽にすることができる
「呼吸筋ストレッチ体操」の実技を実施。
- 日常生活や新型コロナウイルス感染症など、参加者から
の質問や相談に対応。



(新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を十分に講じた上で実施。)

公害健康被害予防事業(直轄事業(機構が自ら行う事業))

○ 公害健康被害予防事業は、旧指定地域41地域とこれに準ずる地域6地域において環境再生保全機構が自ら行う「直轄事業」(令和2年度約2億円)と、事業を実施する地方公共団体への「助成事業」(令和2年度約3億円)を実施。

● 調査研究 : 大気汚染による健康影響に関する調査研究
大気汚染の改善に関する調査研究

● 知識の普及 : ホームページやパンフレット等による情報の提供、ぜん息・COPD(慢性閉塞性肺疾患)電話相談室の開設、講習会の開催等



各種パンフレット



すこやかライフ
QRコード



電話相談室



講習会

● 研 修 : 予防事業に従事する地方公共団体の職員、保健師、看護師等に対する研修



保健指導研修
(令和元年9月開催)



呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ養成研修
(令和元年10月開催)

公害健康被害予防事業(助成事業(地方公共団体が行う事業))

●健康相談

医師・保健師等による
ぜん息等に関する相談
・指導



●健康診査

乳幼児を対象とした問診等
によるぜん息の発症予防の
ための指導



運動訓練教室

●機能訓練

ぜん息患者等を対象とした
運動訓練教室(水泳訓練教
室等)・自己管理支援教室
(デイキャンプ、呼吸リハ
ビリテーション教室等)



自己管理支援教室

●計画作成

地域の大気環境改善のための計画作成

●施設等整備

医療機器整備・大気浄化のための植樹

(助成事業実績)

事業内容		令和元年度	平成30年度	平成29年度
環境 保 健 事 業	健康相談事業	32,818人 (43)	26,367人 (44)	32,146人 (44)
	健康診査事業	78,799人 (25)	84,195人 (25)	83,279人 (24)
	機能訓練事業	20,080人 (33)	22,076人 (33)	22,588人 (34)
	合計	131,697人	132,638人	138,013人
	医療機器等整備(助成) 事業(実施施設数)	1箇所	0箇所	7箇所
環境 改 善 事 業	計画作成事業 (実施事業数)	1事業	3事業	3事業
	大気浄化植樹(助成) 事業(実施植樹面積)	79.7㎡ (2)	753.6㎡ (5)	516.4㎡ (4)

注：ソフト3事業の各年度の括弧書きは実施地方公共団体数を、大気浄化植樹(助成)事業の各年度の括弧書きは個所数を表す。

公害健康被害予防事業における新型コロナウイルス感染症への対応

- 公害健康被害予防事業における新型コロナウイルス感染症への対応のため、「三つの密（密閉・密集・密接）」の回避の徹底など、新しい生活様式に配慮した人と人との接触機会を可能な限り抑えた新たな事業実施方法の検討と試行、地方公共団体との情報共有を図った。
 - 新型コロナウイルス感染症とぜん息・COPD との関係について、専門医から機構YouTube を通じてビデオメッセージを配信。ぜん息・COPD 電話相談室の専門医を1名増員。
 - 通院できない状況であっても、ぜん息・COPD 患者の身体活動量を維持していくため、理学療法士による呼吸法や運動療法についての動画を制作し、機構YouTube で配信。
 - ぜん息患者が公共交通機関を使いづらいとの声や、外部のボランティアからのぜん息マークの紹介を受けて、「ぜん息マークキーホルダー」を制作し、希望者に配布。
 - 生活情報誌「すこやかライフ」（年1回発行）について、新たにWeb版を設け、オンライン診療や、インフルエンザワクチンの接種など、新型コロナウイルス感染症に関連した情報を提供。
 - 事業実施の新たなツールとして、機能訓練事業で使用されている冊子「呼吸筋ストレッチ体操」のリニューアルに併せて動画を制作し、地方公共団体、医療機関等に提供。
 - 新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった集合形式による事業の代替として、既設のぜん息・COPD電話相談室の拡充のほか、新たにリモートによる講演会や呼吸筋ストレッチ教室を開催。また、マスメディアを活用した広報を通じて、ぜん息・COPDの普及啓発事業を実施。

環境保健サーベイランス調査

背景・目的

昭和62年の公害健康被害補償法改正（第一種地域指定解除）に伴い、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずるために、平成8年度から毎年度実施している。

3歳児及び6歳児を対象とした健康調査を実施し、対象者別背景濃度の推計をした上で健康調査で得られたデータを組み合わせて集計・解析し大気汚染と健康影響の関連を評価する。

また、近年の大気汚染の状況や局地的大気汚染に関する科学的知見等を考慮して本調査の改善を行い、大気汚染と健康状態の観察の更なる充実を図る。

期待される効果

地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察することで、必要に応じて所要の措置を早期に講ずることができる。また、局地的大気汚染を考慮することで、本調査による監視体制の充実を図ることができる。

事業スキーム



これまでの結果の概要

- 単年度解析で大気汚染とぜん息が有意な正の関連性を示す結果が過去に何度か得られたことがあったが、常に有意な正の関連性を示すような一定の傾向として捉えられる状況にはなかった。
- これまでの調査で集積されたデータを統合した解析において、大気汚染物質濃度が高くなるほどぜん息有症率が高くなることを示す結果は得られなかった。
- 3歳児を6歳児まで追跡した解析においても、大気汚染とぜん息の発症に常に有意な正の関連性を示すような一定の傾向として捉えられる状況にはなかった。

調査対象地域（3歳児及び6歳児）



環境保健サーベイランス調査

今後の調査の方向性

幹線道路沿道における局地的大気汚染と呼吸器疾患との関係について解明するため、平成17年度から幹線道路住民を対象とした大規模な疫学調査「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査-そら(SORA)プロジェクト」を実施した。

この調査により蓄積された科学的知見と結果を最大限に活用し、より効果的なサーベイランス調査となるよう留意することが必要との指摘を受けている。これを受けて、「環境保健サーベイランス・局地的大気汚染健康影響検討会」の下に設置されたワーキンググループにおいて、局地的大気汚染を考慮するための調査方法について継続して検討を行っている。

課題

幹線道路沿道における自動車排ガスへの曝露による健康影響を注視する必要

現在のサーベイランス調査

健康モニタリング

毎年 3歳児 各8万人程度を対象
6歳児

環境モニタリング

大気汚染常時監視データ
(NO₂・NO_x・SO₂・SPM・O_x・PM2.5)

ぜん息有症率等と大気汚染の関連を解析評価

【サーベイランス調査の充実のための検討】

- ◆そらプロジェクト(局地的大気汚染による健康影響に関する疫学調査)の知見を活用し、局地的大気汚染を考慮した濃度推計モデルを検討

地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係の定期的・継続的な監視体制の充実

調査充実の近年の状況・・・平成29年度調査分からO_x、平成30年度調査分からPM2.5を調査に導入